第二百十六号議案

東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年十二月一日

提出者　東京都知事　小　池　百　合　子

東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

第九十四条中「災害復旧事業」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）の事業」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）の施行による災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）等の改正を踏まえ、規定を整備する必要がある。